平成２１年（フ）第２４６号
愛媛県四国中央市中曽根町246番地の８
債務者　玄翁　信子
１　決定年月日時　平成22年１月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２１年（フ）第１７３号
愛媛県西予市明浜町狩浜２番耕地2023番地
債務者　中村　久利
１　決定年月日時　平成22年１月20日午前11時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２１年（フ）第８９７号
高知市愛宕山南町５番27号
債務者　加納　嘉智
１　決定年月日時　平成22年１月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第９８６号
高知市愛宕町２丁目22番14号　愛宕コーポ201号
債務者　岡田　まり
１　決定年月日時　平成22年１月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第１０２５号
高知市鴨部979番地35　藤原ハイツ102号室
債務者　小畑惠美子
１　決定年月日時　平成22年１月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第１０３０号
高知市十津５丁目24番22号
債務者　安藤　　学
１　決定年月日時　平成22年１月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第１０３１号
高知県土佐市宇佐町宇佐2839番地の17
債務者　町田　博子
１　決定年月日時　平成22年１月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第１０７７号
高知県香南市野市町西野1861番地２　アスミールＡ棟102号
債務者　関　　義隆
１　決定年月日時　平成22年１月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第４９１号
福岡県久留米市国分町726番地５、前住所福岡県久留米市野中町859番地12
債務者　国武　弘子
１　決定年月日時　平成22年１月19日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２１年（フ）第４９８号
福岡県久留米市合川町1158番地１
債務者　宮川　英子
１　決定年月日時　平成22年１月19日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第１号
福岡県久留米市南２丁目４番10―17号
債務者　松本イチ子
１　決定年月日時　平成22年１月19日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第３号
福岡県久留米市津福本町2119番地１　アーバンライフ津福Ｂ棟106号
債務者　平野　儀善
１　決定年月日時　平成22年１月20日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２１年（フ）第１５５号
佐賀県唐津市和多田天満町２丁目３番302号市営アパート
債務者　木下　友之
１　決定年月日時　平成22年１月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２１年（フ）第５６６号
宮崎市大字浮田25番地
債務者　篠村　留美
１　決定年月日時　平成22年１月20日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第１９８号
宮崎県都城市都島町5272番地２
債務者　佐多　雅美
１　決定年月日時　平成22年１月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２１年（フ）第２１９号
宮崎県小林市大字堤3238番地２、前住所宮崎県小林市大字堤3280番地６
債務者　山田　町子
１　決定年月日時　平成22年１月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２１年（フ）第２８５号
宮崎県都城市下川東４丁目3200番地88
債務者　内村　和広
１　決定年月日時　平成22年１月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２１年（フ）第８５８号
鹿児島県鹿児島市星ヶ峯１丁目15番85―34号
債務者　岩城　幸徳
１　決定年月日時　平成22年１月19日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係